

市民シンポジウム

「公契約条例を社会に広げよう」

～公共サービスの質の確保・地域の活性化～

公契約条例とは、公契約のもとで働く人の賃金下限額や自治体の責任を定めることで、公共サービスの質の向上や住民の安心な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化につなげる条例です。

連合北海道は、昨年12月に旭川市で道内初の公契約条例が制定されたことを契機に、地域における適正な賃金水準の確保、公共サービスの質の確保などをめざし、道内各自治体における同条例制定に向けて取り組みを強化しています。

このシンポジウムでは、「公契約って何?」「何をどう変えるの?」という基本的な学習を深め、公契約条例の必要性を北海道全体に広げていきたいと思ひます。

と き

2017年6月2日(金)18:00~20:15

(17:30受付開始・開場)

ところ

北海道自治労会館 4階「中ホール」

札幌市北区北6条西7丁目5-3

参加費無料

ープログラムー

- 基調講演Ⅰ 「札幌市と旭川市における運動の経験から」
川村 雅則 氏 (北海学園大学教授)
- 基調講演Ⅱ 「多摩市の公契約条例の到達点について」
古川 景一 氏 (弁護士/多摩市公契約審議会学識経験者委員)
- パネルディスカッション 「公契約条例で何をどう変えるのか」
パネリスト 中川 明雄 氏 (旭川市議会議員)
小川 拓也 氏 (全建総連賃金対策部長)
古川 景一 氏 (弁護士)
コーディネーター 川村 雅則 氏 (北海学園大学教授)



お問い合わせ先

連合北海道総合政策局 TEL 011-210-0050

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル6F

主 催 連合北海道